

# 所得が前年に比べて半分以下に減少する方の 令和5年度住民税の減免について

- 神戸市には、住民税（市・県民税）の減免制度があります。
- 減免を受けるためには、申請が必要です。

## 減免が受けられる方



### ①と②の両方の要件を満たす方

- ① 令和4年中の合計所得金額が400万円以下
- ② 令和5年中の普通所得の金額が令和4年中の普通所得の半分以下に減少すると認められる方

※扶養親族などのある人は、所得要件が変わります。

※普通所得とは、総合課税の所得のうち譲渡所得及び一時所得以外の所得の合計です。

## 減免対象となる税額



令和5年度の住民税年税額のうち、普通所得に  
対する所得割額

## 減免額の計算方法



### 【減免額】

減免対象となる税額 × 減少率 × 0.5

### 【減少率】

$$\frac{\text{令和4年中の普通所得金額} - \text{令和5年中の普通所得金額}}{\text{令和4年中の普通所得の金額}}$$

### <計算例>

- ・ 令和4年中の普通所得金額が350万円
- ・ 令和5年中の普通所得金額が140万円
- ・ 令和5年度の住民税年税額のうち、普通所得に対する所得割額が60,000円 の場合

【減少率】 (350万円 - 140万円) ÷ 350万円 = 0.6

【減免額】 60,000円 × 0.6 × 0.5 = 18,000円

【実際に支払う額】 60,000円 - 18,000円 = 42,000円

※上記はあくまでも概算ですのでご注意ください。

## 申請に必要なもの



- 減免申請書
  - 令和5年分確定申告書の控え（コピー）
- ※確定申告をしていない場合は、住民税の申告をしてください

申請書は神戸市ホームページから取得できます。

こちらからアクセス

神戸市 住民税 減免申請書

検索



## 申請方法



### 郵送での申請が便利です。

※令和5年度の減免申請ができるのは、令和5年の所得が確定する、令和6年1月1日以降です。  
(病気、ケガで離職・廃業するなど、令和5年末まで所得が明らかにならないと見込まれる場合は、ご相談ください)

### 【送付先】

〒653-8762  
神戸市長田区二葉町5丁目1-32-3階 神戸市行財政局市民税課

### 【窓口にお越しの場合】



窓口	住所
新長田合同庁舎 3階	長田区二葉町5丁目1-32

※区役所にお越しの場合はテレビ電話での対応となります。



区役所	住所
東灘区役所 3階	東灘区住吉東町5丁目2-1 東灘市税の窓口
灘区役所 1階	灘区桜口町4丁目2-1 灘市税の窓口
中央区役所 7階	中央区東町115番地 中央市税の窓口
兵庫区役所 3階	兵庫区荒田町1丁目21-1
北区役所 5階	北区鈴蘭台北町1丁目9-1 北市税の窓口
北神区役所 4階	北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル
須磨区役所 1階	須磨区大黒町4丁目1-1 須磨市税の窓口
垂水区役所 2階	垂水区日向1丁目5-1 垂水市税の窓口
西区役所 2階	西区糀台5丁目4-1 西市税の窓口